

その他のご留意事項

- 「メディカルKit R」は東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険商品です。りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行は保険の募集代理店で、保険のお引受けを行っていません。
- 募集代理店によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。詳細につきましては、取扱者/代理店にご確認ください。
- この保険では、契約者貸付・保険料の自動振替貸付はお取扱いしておりません。
- 告知の結果によっては、ご契約をお引受けできなかったり特別な条件付でご契約をお引受けさせていただく場合があります。告知に関するご質問などにつきましては東京海上サポートセンター(告知照会窓口)までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】東京海上サポートセンター(告知照会窓口) ☎0120-555-835

受付時間 9:00～18:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行からのご説明事項

- 本商品は東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。したがって元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品にご契約いただくか否かが、りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、お客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。

あんしん生命のお客さまへのサービス

この保険にご契約のお客さま・ご家族は無料^(注)でご利用いただけます。

メディカルアシスト(各種医療サービス) ☎0120-363-992

緊急医療相談／ 一般の健康相談	医療機関案内	予約制専門医相談	転院・患者移送手配	がん専用相談窓口
24時間 365日対応	24時間 365日対応	事前にご予約ください	24時間 365日対応	事前にご予約ください
●急に激しい頭痛。 どうしたらいいの… ●もらった薬の 副作用が 知りたい。	●旅行先で急病! ●最寄りの病院を 知りたい!!	●持病の腰痛が 気になる。 ●良い治療法 はないかな…	●出張先で倒れ入院。 ●自宅近くの病院に 転院したい… ●(注)転院・移送の実費に ついてはお客さまの ご負担となります。	●抗がん剤を投与 する予定。 ●精神的にも 体力的にも 不安…

人間ドック・脳ドック・がんPET検診優待サービス

☎0120-633-877 受付時間 平日9:30～17:30
(土曜・日曜・祝日、8/12～8/16、12/29～1/5は休業となります。)

(注) 人間ドック費用・脳ドック費用・がんPET検診費用はお客さまのご負担となります。医療機関・検診内容によっては、割引が適用されない場合もあります。

がんお悩み訪問相談サービス

☎0120-363-992
予約受付 24時間365日対応

サービスは予告なく変更される場合があります。各サービスは、東京海上日動あんしん生命がグループ会社および提携会社を通じて提供します。詳細については、各サービスのチラシをご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認ご了解のうえお申込みください。

主な記載事項 ●保険の特長としくみ ●保険金・給付金等のお支払い ●解約返戻金 ●特約について
●クーリング・オフ ●健康状態・職業などの告知義務 ●保険会社の責任開始期 など
*「ご契約のしおり・約款」は東京海上日動あんしん生命のホームページでご覧いただけます。

募集代理店

株式会社 埼玉りそな銀行

引受保険会社



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-0005
https://www.tmn-anshin.co.jp/

カスタマーセンター
<商品についてのご案内>
☎0120-300-352

<上記以外の生命保険全般に関するご相談>

☎0120-016-234
受付時間 平日 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

共同募集代理店

ジェイアンドエス保険サービス株式会社
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-14

募資 19-WE08-137 改定202003

東京海上日動あんしん生命の

メディカル Kit R

医療総合保険

(基本保障・無解約返戻金型)健康還付特別 付加 [無配当]



TOKIO MARINE
NICHIDO

2020年3月



あんしんセレクト

重要事項説明書 (契約概要/注意喚起情報/ その他重要事項) 兼 パンフレット

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命

ご契約前に必ずお読みください

この書面は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

ご注意ください

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

募集代理店



RESONA

埼玉りそな銀行

メディカル Kit R は、2つの「R」で“新しい医療保険のカタチ”をご提案します。



所定の年齢までに 払込んだ保険料の 使わなかった分をリターンします!

所定の年齢までにお払いいただいた保険料^(※1)は、「健康還付給付金」もしくは、「入院給付金等」としてお受け取りいただけます。

ご契約年齢に応じ、下記のとおりとなります。

0歳～40歳の場合	▶	60歳
41歳～50歳の場合	▶	70歳
51歳～55歳の場合	▶	75歳
56歳～60歳の場合	▶	80歳

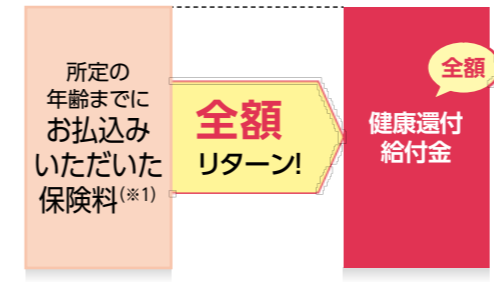
●募集代理店によりお取扱いの範囲が異なります。

(※1) 被保険者が上記の所定の年齢に到達する、年単位の契約当日の前日までの既払込保険料相当額をいいます。また、各種特約・特定疾病保険料払込免除特則を付加しないものとして計算します。ただし、所定の年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日までの既払込保険料相当額とします。

- 健康還付給付金の対象となるのは「月払(口座振替)の保険料」です(各種特約・特定振替)に換算して健康還付給付金をお受け取りいただけます。
- 健康還付給付金のお受け取り年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した
- 被保険者が健康還付給付金支払日に生存されている場合は健康還付給付金を、健康
- 入院給付金等を受取られた場合の解約返戻金は、入院給付金等のうちの一定額(保



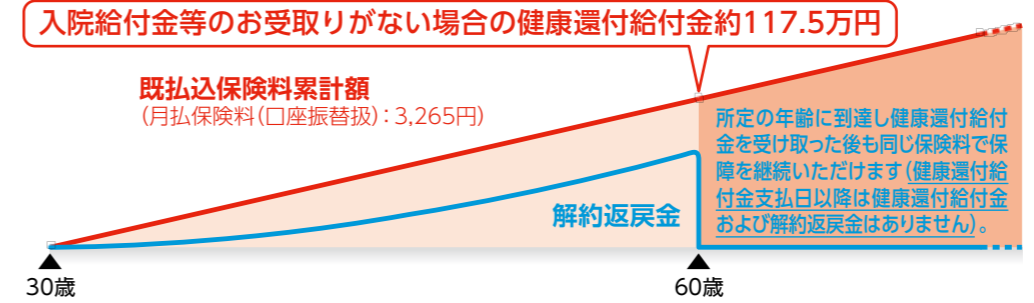
●入院給付金等のお受け取りがない場合



●入院給付金等のお受け取りがあった場合



ご契約例
ご契約年齢: 30歳(男性) / 入院給付金日額: 5,000円 / 保険期間: 終身 / 保険料払込期間: 終身 / 健康還付給付金受取年齢: 60歳
死亡保険金: お支払いしないタイプ
特定疾病保険料払込免除特則: 付加なし
保険料払込みの免除事由に該当していない場合



●この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

疾病保険料払込免除特則を付加しないものとして計算します。また、年払、前納のご契約も「月払(口座振替)」に換算して健康還付給付金をお受け取りいただけます。また、年払、前納のご契約も「月払(口座振替)」に換算して健康還付給付金をお受け取りいただけます。また、年払、前納のご契約も「月払(口座振替)」に換算して健康還付給付金をお受け取りいただけます。また、年払、前納のご契約も「月払(口座振替)」に換算して健康還付給付金をお受け取りいただけます。

お取扱いについて

- ご契約年齢 : 0歳～60歳
 - 保険期間 : 終身
 - 保険料払込期間: 終身
 - 保険料払込方法: 月払、年払
 - 前納^(※2)する場合の払込期間: ご契約年齢に応じ、下記年齢までの前納
0～40歳の場合→60歳まで
41～50歳の場合→70歳まで
51～55歳の場合→75歳まで
56～60歳の場合→80歳まで
 - 保険料払込経路: □座振替
クレジットカード払扱
 - 入院給付金のタイプ:
Aタイプ: 5,000円
Bタイプ: 10,000円
 - 入院給付金支払限度の型: 60日型
- (※2) 将来の年払保険料を所定の期間分まとめてお払いいただく払込制度で、割引があります。ただし、特約を付加する場合は、お取扱いしておりません。

- ご契約の年齢・ご職業等により、お引受けできる給付金額に制限があります。
- 募集代理店等によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。詳細につきましては、取扱者/代理店にご確認ください。



一生涯の医療保障を、 加入時のお手ごろな保険料で リザーブ(予約)します!

所定の年齢に到達し、健康還付給付金(リターン)を受け取ったあとも、主契約の

➡ **保険料**は加入時のままで
変わりません。

➡ **保障**は一生涯続きます。

- 健康還付給付金支払日以降は解約返戻金はありません。
- 健康還付給付金は保険期間を通じて1回を限度とします。
- 特約が更新された場合は、特約の保険料が変更となる場合があります。



上記ご契約例の場合

月払保険料 3,265円		月払保険料 3,265円 加入時の保険料のまま継続
入院給付金日額	5,000円	
手術給付金	入院中の手術(骨髄等の採取術を含む) 50,000円 上記以外(外来)の手術 25,000円	
放射線治療給付金	50,000円	

健康還付給付金のお受け取り

オプション

お客さまのニーズにあわせて、特約・特約を付加することで保障を充実させることもできます。

詳しくは、P.3～8へ

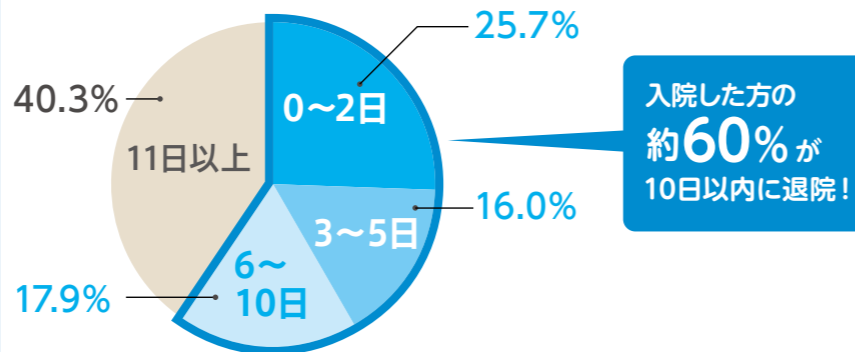
お客様のニーズにあわせてさまざまな特約をご用意しています。

入院前や退院後の
通院にもお金が
かかるのが心配…



■入院した方の約60%が10日以内に退院しています。

短期入院(10日以内)の割合

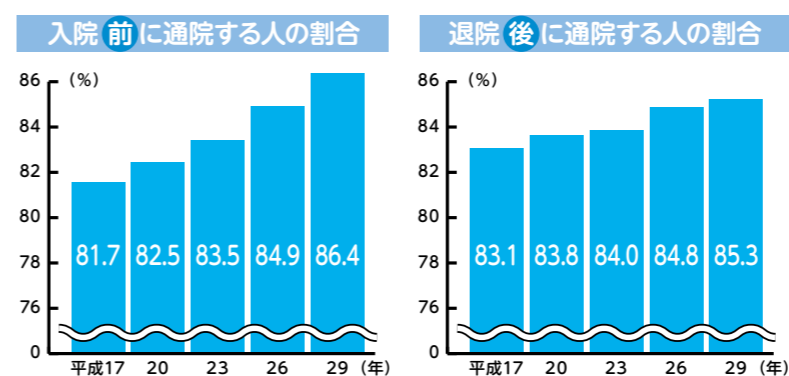


入院した方の
約60%が
10日以内に退院!

厚生労働省「平成29年 患者調査」をもとに東京海上日動あんしん生命にて作成
*単胎自然分娩/その他の妊娠、分娩及び産じょくを除く
[注] 数字は端数処理の関係上、合計が100%になっておりません。

■入院前後に通院する人の割合は8割を超えています。

入院前、退院後に通院する人の割合の推移



厚生労働省「平成17、20、23、26、29年患者調査」をもとに東京海上日動あんしん生命にて作成
*通院には在宅医療(往診)を含む

入院前後の保障
を手厚くしたい
あなたには

通院特約

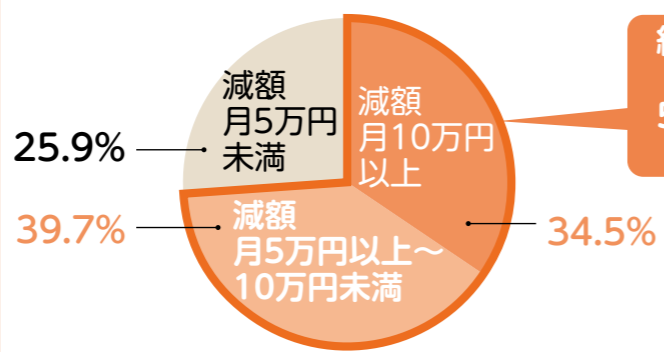
がおススメ!

働けなくなったときの
生活費などにも
備えておきたいな



■働けなくなったら収入が減ってしまう…?

働けなくなったことで減った収入額



約7割の人が
月の収入が
5万円以上も
減額に!

[注] 数字は端数処理の関係上、合計が100%になっておりません。
[就業不能に関する調査]東京海上日動あんしん生命調べ(2018年9月)

■仕事に復帰しても以前と同じように働ける…?

働けなくなったあと、復職しても…

働けなくなる前と比べて

同じようには働けない ▶ 54.8%

収入が元に戻らない ▶ 28.9%

[就業不能に関する調査]東京海上日動あんしん生命調べ(2018年9月)

働けなくなった
ときの保障を
手厚くしたい
あなたには

重度5疾病・障害・
重度介護保障特約

がおススメ!

女性特有の病気が
心配だわ



■女性特有の病気ってどんなもの?

女性特有の病気

- 乳房・子宮・卵巣の良性新生物
- 子宮頸(部)の上皮内がん
- 子宮筋腫
- 卵巣のう腫
- 流産
- 妊娠・分娩の合併症 など

女性に多い病気

- バセドウ病
- 鉄欠乏性貧血等の貧血
- 下肢の静脈瘤
- 胆石症
- 胆のう炎
- 腎結石および尿管結石 など

女性特有のがん

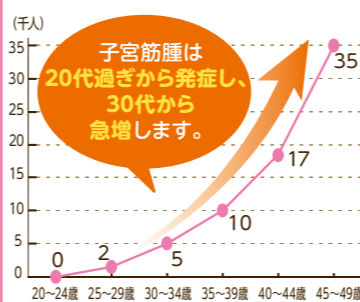
- 乳がん
- 子宮がん
- 卵巣がん など

女性疾病保障特約の対象となる特定疾病についての詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■子宮筋腫は20代過ぎからかかる可能性が!

子宮筋腫は子宮にできる良性の腫瘍です。

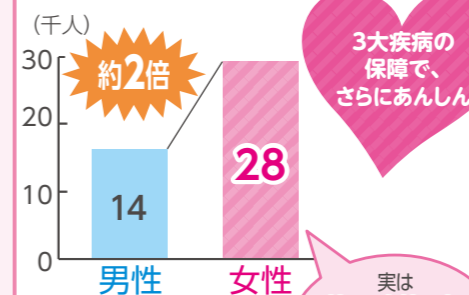
子宮筋腫の
年齢別総患者数



厚生労働省「平成29年 患者調査」

■女性も多い脳血管疾患!

くも膜下出血の患者数



厚生労働省「平成29年 患者調査」

女性特有の病気や
女性に多い病気さらに
3大疾病も
手厚く保障したい
あなたには

女性疾病保障特約

がおススメ!

詳しくは P.7 ~ P.8 へ。

メディカルKit Rの保障内容 (特約)

保障内容およびがんの不担保期間の詳細については、

P.13 契約概要「4 付加できる特約の概要、保険金額・給付金額について」をご覧ください。

特約名	保障内容
通院特約 <small>保険期間・ 保険料払込期間 主契約と同じ</small>	「入院前後の通院に備えたい」 <ul style="list-style-type: none"> ●主契約の給付対象となる入院の前後に通院されたときに通院給付金をお受取りいただけます。 ●対象となる期間は、入院前60日/退院後180日となりますが、3大疾病[がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患]の場合は、入院前60日/退院後730日となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・支払限度日数は1入院30日、通算1,095日となります。 <div style="text-align: right;"> <p>Aタイプ 日額 3,000円 Bタイプ 日額 6,000円</p> </div>
先進医療特約 <small>保険期間・ 保険料払込期間 10年</small>	「先進医療を受けたときの高額な医療費負担に備えたい」 <ul style="list-style-type: none"> ●公的医療保険制度における先進医療を受けられたとき、先進医療にかかわる技術料をお受取りいただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ・支払限度額は通算2,000万円となります。 ・先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。 <div style="text-align: right;"> <p>技術料の 実額を保障</p> </div>
重度5疾病・ 障害・ 重度介護 保障特約 <small>保険期間・ 保険料払込期間 被保険者年齢が 55歳までの場合65歳、 56歳以上の場合70歳</small>	「就業不能や障害状態・要介護状態になったときに備えたい」 <ul style="list-style-type: none"> ●5疾病[がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変、慢性腎不全(「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるもの)]で働けなくなった場合や病気やケガで所定の障害状態・要介護状態となった場合に、毎月所定の給付金をお受取りいただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ・お支払事由に該当した場合、その後、定期的にご申告いただくことなく、毎月給付金をお受取りいただけます。 ・保険金のお受取方法として、一時支払等を選択することもできます。 ・主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までをがんに関する不担保期間とします。 ・責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます)に罹患した悪性新生物により就業不能状態になったときは、保険金のお支払いはしません。また、その悪性新生物に罹患した後で新たに罹患した悪性新生物により就業不能状態になったときも、保険金のお支払いはしません。 <div style="text-align: right;"> <p>月額 10万円 支払期間 2年</p> </div>

特約名	保障内容
女性疾病 保障特約 <small>(初期入院保障特則 付加)</small> <small>保険期間・ 保険料払込期間 主契約と同じ</small>	「女性特有の病気や3大疾病を含む 特定の病気に手厚く備えたい」 <ul style="list-style-type: none"> ●女性特有の病気や3大疾病[がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患]を含む特定の疾病で入院されたとき、主契約の疾病入院給付金と別にこの特約の入院給付金をお受取りいただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ・支払限度日数は1入院60日、通算1,095日となります。 ・3大疾病入院支払日数無制限特約を同時に付加された場合、支払限度日数の型は無制限型となります。 ●この特約の対象となる1日以上9日以内の入院をされたときは、一律10日分の入院給付金をお受取りいただけます(初期入院保障特則)。 <ul style="list-style-type: none"> ・初期入院保障特則の対象となる入院をされた場合は、日数に応じた給付金は重複してお支払いしません。 ●乳房の悪性新生物で乳房を切除し、乳房再建手術を受けられたとき、乳房再建給付金を一時金でお受取りいただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ・支払限度回数は1乳房につき1回となります。 ・乳房再建給付金は、主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までをがんに関する不担保期間とします。 ・乳房再建給付金は、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます)に悪性新生物または上皮内新生物に罹患した場合は、その後新たに悪性新生物に罹患されても乳房再建給付金のお支払いはできません。 <div style="text-align: right;"> <p>日額 5,000円</p> <p>乳房再建 給付金 一時金 100万円</p> </div>
3大疾病 入院支払日数 無制限特約 <small>保険期間・ 保険料払込期間 主契約と同じ</small>	「3大疾病で入院した場合の保障を 入院日数の制限なく準備したい」 <ul style="list-style-type: none"> ●3大疾病[がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患]の治療を目的とする入院をされたとき、主契約の支払限度日数を超えた分について、支払日数の制限なく特定疾病入院給付金をお受取りいただけます。 <div style="text-align: right;"> <p>Aタイプ 日額 5,000円 Bタイプ 日額 10,000円</p> </div>



- 付加される特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 特約の保険料は健康還付給付金の対象とはなりません。また、特約部分から支払われた保険
- 特約の更新については、P.19 契約概要「8 特約の自動更新について」をご覧ください。
- 法令により、お客さまの勤務先などによっては、ご加入いただけない場合や加入できる給付金額等

金・給付金は健康還付給付金の減額の対象とはなりません。

が制限される場合があります。

重要事項説明書

重要事項説明書には、
ご契約前に必ずご確認ください
大切なことがらを記載しています。

ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。
お申込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保存いただき、ご活用ください。
重要事項説明書には、複数の特約を記載していますので、ご契約後には、ご契約いただいている特約を保険証券にてご確認のうえ、該当部分をご覧くださいませようをお願いいたします。

契約概要

P.10～P.19

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。

メディカルKit R(医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)健康還付特則 付加)

- 商品の特長・仕組み…………… P.10～P.11
- 主契約の保障内容…………… P.11～P.12
- 特約の保障内容…………… P.13～P.17
- その他ご確認ください事項…………… P.18～P.19

注意喚起情報

P.20～P.27

ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載しています。

その他の重要事項

P.28～P.29

ご契約のお申込みに際して、ご確認ください事項を記載しています。

上記のほか、以下についても記載しています。

Web約款(インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧)について……………P.30

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

■ 引受保険会社の商号と住所等について
商号 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
住所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-2-1
ホームページ <https://www.tmn-anshin.co.jp/>

■ カスタマーセンター
〈商品についてのご案内〉
☎ 0120-300-352
〈上記以外の生命保険全般に関するご相談〉
☎ 0120-016-234
受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

商品の特長・仕組み

1 メディカルKit R の特長と仕組み

特長

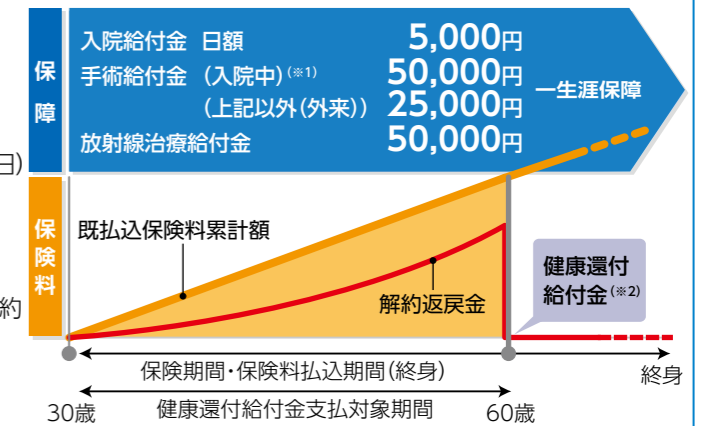
- 病気やケガによる所定の入院・手術・放射線治療の保障を一生確保できます。
- 健康還付給付金支払対象期間中の既払込保険料相当額が入院給付金等のお支払合計金額を上回るときは、その差額を健康還付給付金としてお受取りいただけます。

ご契約例 (Aタイプに特約を付加しない場合)

入院給付金等のお支払いや保険料払込みの免除が
されていないとき

(計算基準日：2020年4月1日)

- ・ ご契約年齢：30歳(男性)
- ・ 入院給付金日額：5,000円(1入院の支払限度日数:60日)
- ・ 健康還付給付金の支払対象年齢：60歳
- ・ 特定疾病保険料払込免除特則付加
- ・ 月払保険料(口座振替扱)：
3,875円(死亡保険金をお支払いしないタイプにご契約の場合)



(※1) 骨髄等の採取術を含みます。

(※2) 各種特約・特定疾病保険料払込免除特則を付加しないものとして計算します。

- 健康還付給付金の支払対象年齢は、被保険者のご契約年齢に応じ、下記のとおりとなります。
0歳～40歳の場合 → 60歳、 41歳～50歳の場合 → 70歳、 51歳～55歳の場合 → 75歳、 56歳～60歳の場合 → 80歳
- 健康還付給付金の支払対象年齢に到達した後も加入時と同額の保険料をお払込みいただくことで、一生の医療保障が続きます。
- 健康還付給付金支払対象期間は次のとおりとします。

① 健康還付給付金の支払対象年齢に到達した場合	契約日からその日を含めて健康還付給付金の支払対象年齢に到達する年単位の契約応当日の前日まで
② 健康還付給付金の支払対象年齢に到達する前に保険料払込みの免除事由に該当した場合	契約日からその日を含めて保険料払込みの免除事由に該当した日まで

- 主契約・特約の責任開始期については **P.22** 注意喚起情報「**③** 保障は所定の手続きが完了した時から開始します」をご確認ください。

2 給付金のお支払いについて

主契約・特約の責任開始期以後の保険期間中に、被保険者が病気やケガで入院された場合や手術を受けた場合等に給付金をお支払いします。

被保険者が健康還付給付金支払日に生存されているときに、既払込保険料相当額(各種特約・特定疾病保険料払込免除特則を付加しないものとして計算します)から健康還付給付金支払対象期間中の入院等に対して支払われる入院給付金等の合計額を差し引いた金額を、健康還付給付金としてお支払いします(差し引き後の金額が0円以下となるときは、健康還付給付金のお支払いはありません)。

なお、この保険は死亡または高度障害の保障はありません(被保険者の死亡時に解約返戻金がある場合は、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします)。

主契約の保障内容

3 主契約の概要、給付金額等について

特定疾病保険料払込免除特則については、ご契約に付加されている場合のみ保険料の払込免除の対象となります。

保険金・給付金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額・給付金額等	受取人	ご注意いただきたいこと
基本保障	疾病入院給付金	入院給付金日額 × 入院日数 支払限度日数 1回の入院につき: 60日 保険期間を通じて: 1,095日	被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 同一の疾病(医学上重要な関係がある疾病を含みます)により退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、1回の入院とみなします。 同一の不慮の事故により事故の日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、1回の入院とみなします。 疾病入院給付金と災害入院給付金のお支払事由が重複する場合、災害入院給付金が支払われる期間に対しては、疾病入院給付金は重複してお支払いしません。 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
	災害入院給付金	入院給付金日額 × 入院日数 支払限度日数 1回の入院につき: 60日 保険期間を通じて: 1,095日		
	手術給付金	<p>以下の①または②に該当したとき</p> <p>①病気やケガで、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、手術料の算定対象として列挙されている所定の手術を受けたとき</p> <p>②造血幹細胞移植に用いる骨髄または末梢血幹細胞の提供を目的とする骨髄等の採取術を受けたとき</p> <p>入院中の手術(骨髄等の採取術を含む) 入院給付金日額 × 給付倍率(10倍)</p> <p>上記以外(外来)の手術 入院給付金日額 × 給付倍率(5倍)</p>		
				<ul style="list-style-type: none"> 次の手術はお支払いの対象となりません。 傷の処置(創傷処理、デブリードマン)、切開術(皮膚、鼓膜)、骨・関節の非観血整復術、非観血整復固定術および非観血的授動術、抜歯、異物除去(外耳、鼻腔内)、鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)、魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術) 上記のほか、レーザー屈折矯正手術(レーシック)など、手術を受けた時点で医科診療報酬点数表により手術料の算定対象となっていない手術は、お支払いの対象となりません。(事例は2019年8月現在) 手術を同一の日に複数回受けた場合や、医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術を受けたときなど、お支払回数に制限がある場合があります。 骨髄等の採取術については、責任開始日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた手術につき、保険期間を通じて1回をお支払いの限度とします。 手術を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

保険金・給付金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額・給付金額等	受取人	ご注意いただきたいこと
基本保障	放射線治療給付金	入院給付金日額 × 給付倍率(10倍)	被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 所定の放射線治療には電磁波温熱療法を含みます。また、対象となる放射線照射の方法は体外照射、組織内照射または腔内照射のいずれかに限ります。(血液照射は対象になりません) お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、給付金が支払われる最後の受療から60日以内の受療は対象になりません。 放射線治療を受けた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
	保険料払込みの免除	将来の保険料のお払込みを免除		
健康還付特則	健康還付給付金	<p>既払込保険料相当額 - 入院給付金等の合計額</p> <p>この計算式の結果が0円以下となるときは、健康還付給付金のお支払いはありません。</p> <p>支払限度回数 保険期間を通じて: 1回</p>	契約者	<ul style="list-style-type: none"> 既払込保険料相当額は、「月払・口座振替扱の保険料×健康還付給付金支払対象期間の月数」により計算します。なお月払・口座振替扱の保険料は、各種特約・特定疾病保険料払込免除特則は付加しないものとして計算します。また健康還付給付金支払対象期間の月数に1か月未満の端数がある場合は切り上げて計算します。健康還付給付金支払対象期間については、P.10 契約概要「1」メディカルKit R の特長と仕組みをご覧ください。 入院給付金等の合計額は、健康還付給付金支払対象期間中の入院・手術・放射線治療に対して支払われる主契約の給付金の合計額(特約の給付金等は含みません)とします。 健康還付特則のみの解約はできません。
特定疾病保険料払込免除特則(ご契約に付加した場合)		将来の保険料のお払込みを免除		<ul style="list-style-type: none"> がん(悪性新生物)の負担保期間 について 責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までを負担保期間とし、負担保期間終了まで(責任開始期前を含みます)に悪性新生物に罹患した場合、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。この場合、負担保期間終了後に新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見を認めることがあります。 「所定の手術」とは、手術給付金のお支払事由に該当する手術および先進医療に該当する手術をいいます。先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。 「継続20日以上入院治療」とは、疾病入院給付金のお支払事由に該当する入院が継続して20日以上であるものをいいます。 保険料払込みの免除の対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患は、普通保険約款の別表に定めるものとします。悪性新生物は「疾病、傷害及び死因の統計分類要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物に分類されるものをいいます。 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により保険料払込みの免除事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。 特定疾病保険料払込免除特則のみの解約はできません。

死亡保険金をお支払いするタイプについて

募集代理店によっては、死亡保険金の給付倍率を0倍以外で指定し、死亡保険金をお支払いするタイプにご契約いただくことが可能ですが、りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行ではお取扱いしておりません。りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行では死亡保険金をお支払いしないタイプ(死亡保険金の給付倍率を0倍と指定)のみ取扱います。

特約の保障内容

4 付加できる特約の概要、保険金額・給付金額について

〈付加できる特約の一覧〉

この保険に付加できる主な特約は次のとおりです。保障内容の詳細は、下記のページをご参照ください。

1、2、4、5の特約については、次頁の「**⚠️**ご注意」をあわせてご参照ください。

- 1 3大疾病入院支払日数無制限特約 P.14
- 2 通院特約 P.15
- 3 先進医療特約 P.15
- 4 重度5疾病・障害・重度介護保障特約 P.16
- 5 女性疾病保障特約(初期入院保障特則付加) P.17

〈その他の特約について〉

特約のお取扱いは、募集代理店によって異なります。りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行では以下の特約はお取り扱いしておりません。

特約の種類	特約の概要
悪性新生物 初回診断特約	初めて悪性新生物と診断確定されたときに診断保険金をお支払いします。
がん通院特約	がんにより入院をし、かつ、入院の原因となったがんの治療のため、入院の前後の所定の期間内に通院したときに通院給付金をお支払いします。
がん診断特約	悪性新生物と診断確定され所定の場合に該当した時や、初めて上皮内新生物と診断確定された時に、診断給付金をお支払いします。
抗がん剤 治療特約	公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤治療を受けた時に治療給付金をお支払いします。
特定治療支援 特約	対象となる疾患[がん(悪性新生物・上皮内新生物)、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患、肝硬変、慢性腎不全、糖尿病(所定の疾病を併発)]で支払事由に該当したときに給付金をお支払いします。
手術給付金の 追加払に関する 特約	手術の種類に応じ、主契約の入院給付金日額の10倍、15倍、30倍、35倍をお支払いします。
介護保障特約	公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたときや所定の要介護状態が180日を超えて継続したと診断確定されたときに介護保険金をお支払いします。
特定損傷 一時金特約	不慮の事故により、事故の日から180日以内に骨折、関節脱臼または腱の断裂の治療を受けたときに特定損傷一時給付金をお支払いします。
特定悪性新生物 保険金前払特約	悪性新生物について所定の状態に該当したと診断確定されたときにご希望により将来の死亡保険金のお支払いに代えて特定悪性新生物保険金をお支払いします。

*上記の特約以外でも、募集代理店によっては、一部の特約をお取り扱いしないことがあります。
*「重要事項説明書」の他の箇所では、上記を除く特約について記載しています。

⚠️ ご注意(お支払いの対象となるがんおよびがんに関する不担保期間について)

がんを保障する特約(がんを含む特定の疾病を保障する特約を含みます)については、次の点に特にご注意ください。

- がんを保障する特約において、お支払いの対象となるがんは下表のとおりです。
また、特約によっては、がんに関して不担保期間を次のとおり設けているものがあります。

不担保期間とは 「主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日まで」の期間をいいます。

(○:お支払いの対象、×:お支払いの対象外)

特約	お支払いの対象となるがん ^(※1)		不担保期間の取扱い
	悪性新生物	上皮内新生物	
1 3大疾病入院支払日数無制限特約	○	○	不担保期間はありません。
2 通院特約	○	○	
4 重度5疾病・障害・重度介護保障特約	○	×	不担保期間終了まで ^(※2) にがん ^(※3) に罹患した場合、 <u>がんによる保険金・給付金等のお支払いはいたしません^(※4)</u> 。この場合、不担保期間終了後に新たにがん ^(※3) に罹患されても、 <u>がんによる保険金・給付金等のお支払いはいたしません。</u>
5 女性疾病保障特約	乳房再建給付金 (乳房のみ)	×	
	入院給付金	○	○

(※1)「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物、上皮内新生物に分類されるものをいいます。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、対象となりません。がんおよびそのお支払いの対象となる疾病について、詳細は特約条項の別表をご参照ください。

(※2) 責任開始期前を含みます。

(※3) 悪性新生物および上皮内新生物をいいます。ただし、重度5疾病・障害・重度介護保障特約の場合、悪性新生物のみをいいます。

(※4) 重度5疾病・障害・重度介護保障特約の場合、障害状態・要介護状態による保険金のお支払いには不担保期間のお取扱いはありません。

- **がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的所見が得られない場合は、その他の所見を認めることがあります。**

〈特約の概要〉

1 3大疾病入院支払日数無制限特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
特定疾病入院給付金	3大疾病(がん、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患)により所定の入院をした場合で、主契約の疾病入院給付金の支払日数が1回の入院についての支払限度日数または保険期間を通じた支払限度日数に達したとき	入院給付金日額 × $\left(\frac{\text{主契約の入院日数} - \text{疾病入院給付金の支払日数}}{\text{入院日数}} \right)$	被保険者

- 同一の3大疾病(医学上重要な関係がある疾病を含みます)により、主契約の疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は1回の入院とみなします。

2 通院特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
通院給付金	主契約の入院給付金が支払われる入院をし、かつ、入院の原因となった病気やケガの治療を目的として以下のいずれかの期間内に所定の通院をしたとき ○入院日の前日からその日を含めて遡及して60日以内 ○退院日の翌日からその日を含めて180日以内(入院の原因となった疾病が3大疾病(がん、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患)の場合は730日以内)	通院給付金日額×通院日数 支払限度日数 1回の入院につき:30日 保険期間を通じて:1,095日	被保険者

- 同一の日に2回以上通院した場合や、同一の日に複数の事由で通院した場合は、1回の通院とみなします。
- 入院給付金のお支払いの対象となる日に通院した場合は、通院給付金はお支払いしません。
- 退院日の翌日から180日以内に再入院した場合で、次のいずれかに該当するときは、この特約においては1回の入院とみなし、1回の入院についての支払限度日数を適用します(入院の原因が同一の疾病または傷害であるか否かを問いません)。
 - ・入院の原因がいずれも3大疾病である場合
 - ・入院の原因がいずれも3大疾病以外の疾病または傷害である場合
- 次のいずれかに該当した場合、この特約は消滅します。
 - ・主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払日数が、いずれも保険期間を通じて1,095日に達したとき
 - ・通院給付金の支払日数が、保険期間を通じて1,095日に達したとき

3 先進医療特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
先進医療給付金	病気やケガにより、公的医療保険制度における所定の先進医療を受けたとき	先進医療にかかわる技術料 支払限度額 保険期間を通じて:2,000万円	被保険者

- 先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。また、公的医療保険制度の給付対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は、先進医療給付金の対象となりません。
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により先進医療給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、先進医療給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- 先進医療給付金のお支払額が、保険期間を通じて2,000万円に達した場合、この特約は消滅します。

4 重度5疾病・障害・重度介護保障特約

保険金の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額	受取人
重度5疾病・障害・重度介護保険金	以下の①~③のいずれかに該当したとき ①5疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全 ^(※1))による 就業不能状態 が60日を超えて継続したと診断されたとき ②病気やケガにより、以下のいずれかの障害状態に該当したとき ・国民年金法にもとづき、障害等級1級または2級に認定されたこと(精神の障害を原因として障害等級2級に該当した場合を除きます) ・ 生活障害状態 に該当したこと ③病気やケガによる 要介護状態 が180日を超えて継続したと診断されたとき	以下のいずれかをご選択いただけます。 ^(※2) (1)月払給付 特約給付金月額 給付金支払期間満了日まで毎月お支払いします (2)一時支払 特約保険金額	被保険者

(※1)「慢性腎不全」とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。
(※2)保険金の一部を一時支払とし、残りを月払給付とすることもできます。

- この特約には、悪性新生物による就業不能状態に関して90日の不担保期間があります。お支払いの対象となる悪性新生物および不担保期間についての詳細は、P.14の「**⚠️**ご注意」をご参照ください。
- 対象となる **就業不能状態**・**生活障害状態**・**要介護状態** は、それぞれ次のとおりです。

就業不能状態	次のいずれかの状態をいいます。ただし、死亡した後や、5疾病が治癒した後は、就業不能状態とはいいません。 ○5疾病の治療を目的として所定の入院をしている状態 ○5疾病により、医師の指示を受けて自宅等で治療に専念し、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態
生活障害状態	国民年金法にもとづく障害等級1級または2級に相当し、回復の見込みのない状態として東京海上日動あんしん生命が定めるものをいいます。ただし、精神の障害による障害等級2級に相当する状態は対象とはなりません。詳細は、特約条項の別表をご確認ください。
要介護状態	「常時寝たきり」または「器質性認知症」により、約款所定の条件を満たす他人の介護を必要とする状態をいいます。要介護状態は、特約条項に定める保険会社独自の認定基準によるものであり、公的介護保険制度で定める要介護状態とは異なります。

- この特約の保険金のお支払事由に該当し、保険金をお支払いする場合(保険金の月払給付・一時支払を問いません)、その後新たにこの特約の保険金のお支払事由に該当しても、保険金を重複してお支払いしません。
- 一時支払の場合にお支払いする特約保険金額は、月払給付の受取総額の現価に相当する金額となりますので、一般に保険金の月払給付を行う場合の受取総額を下まわります。
- この特約の給付にかかわる国民年金法その他の関連する法令等の改正が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、保険金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- 次のいずれかに該当した場合、この特約は消滅します。
 - ・月払給付の場合:給付金支払期間中の最後の給付金をお支払いしたとき
 - ・一時支払の場合:保険金をお支払いしたとき

5 女性疾病保障特約(初期入院保障特則付加)

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額等	受取人
入院給付金	3大疾病(がん、心疾患(高血圧性心疾患を除く)、脳血管疾患)を含む特定の病気で所定の入院をしたとき	<p>この特約の入院給付金日額 × 入院日数</p> <p>(注)1日以上9日以内の入院をしたときは、上記にかかわらず入院給付金日額×10となります(初期入院保障特則)。</p> <p>支払限度日数 主契約と同じ</p> <p>ただし、3大疾病入院支払日数無制限特約を同時に付加する場合は入院給付金の支払限度の型は無制限型をご選択いただくこととなり、支払限度日数はありません。</p>	被保険者
乳房再建給付金	乳房の悪性新生物で乳房を切除し、所定の乳房再建手術を受けたとき	<p>この特約の乳房再建給付金倍率 × 乳房再建給付金日額 (200倍)</p> <p>支払限度回数 1乳房につき:1回</p>	

- この特約の乳房再建給付金には、90日の不担保期間があります。お支払いの対象となる悪性新生物および不担保期間についての詳細は、P.14の「⚠️ご注意」をご参照ください。
- 1日以上9日以内の入院に対してこの特約の入院給付金が支払われたときは、その入院給付金のお支払日数を10日として通算支払日数に算入します。
- 次の条件のすべてを満たした場合、この特約は消滅します(ただし、無制限型の場合を除きます)。
 - ・入院給付金の支払日数が保険期間を通じて1,095日に達したこと
 - ・乳房再建給付金が2回支払われたこと
- 入院給付金のお支払いの対象となる特定の病気について、詳細は特約条項の別表をご参照ください。

その他ご確認いただきたい事項

5 お取扱いについて

契約年齢	タイプ	給付金額						
		主契約 入院給付金日額	通院特約 通院給付金日額	女性疾病保障特約		先進医療特約 先進医療給付金	重度5疾病・障害・ 重度介護保障特約 給付金月額	3大疾病入院支払 日数無制限特約 特定疾病入院 給付金日額
0~60歳	Aタイプ	5,000円	3,000円	5,000円	100万円	所定の先進医療にかかわる技術料	10万円	5,000円
6~60歳	Bタイプ	10,000円	6,000円					10,000円

*重度5疾病・障害・重度介護保障特約は、ご契約年齢が15歳以上のお取扱いとなります。また、女性疾病保障特約は、ご契約年齢が6歳以上のお取扱いとなります。

- 健康還付給付金支払日は、ご契約年齢に応じ、下記年齢に到達する年単位の契約応当日となります。
 - 0歳~40歳の場合 → 60歳、41歳~50歳の場合 → 70歳、51歳~55歳の場合 → 75歳、56歳~60歳の場合 → 80歳
 ただし、上記記載の契約応当日の前日までに保険料払込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日となります。
- 手術給付金および放射線治療給付金の給付倍率の型はI型です。入院中の手術給付金(骨髄等の採取術も含みます)または放射線治療給付金は入院給付金日額の10倍、入院中以外(外来)の手術給付金は入院給付金日額の5倍となります。また、入院給付金の支払限度の型は60日型です。
- 保険期間は終身となります。ただし、先進医療特約の保険期間は10年となります。また、重度5疾病・障害・重度介護保障特約は、ご契約年齢が55歳までの場合は65歳、56歳以上の場合は70歳となります。
- 先進医療特約は、1契約限りのお申込みとなります(「先進医療給付金」をお支払いする他の特約も含みます)。
- お申込時に医師の診査は不要です(告知のみでお申込みいただけます)。
- 他にご契約がある場合や職業による制限がある場合、その保険金額(給付金額)と合算してご加入いただける限度額(通算限度額)の範囲内でお取扱いをいたします。
- 募集代理店等によってお取扱いの範囲が異なる場合があります。詳細につきましては、取扱者/代理店にご確認ください。

6 保険料のお払込みについて

払込期間	終身 *先進医療特約は10年となります。また、重度5疾病・障害・重度介護保障特約は、ご契約年齢が55歳までの場合は65歳、56歳以上の場合は70歳となります。
払込方法	月払、年払
前納 ^(※) する場合の払込期間	ご契約年齢に応じ、下記年齢までの前納 0歳~40歳の場合 → 60歳まで、41歳~50歳の場合 → 70歳まで、51歳~55歳の場合 → 75歳まで、56歳~60歳の場合 → 80歳まで
払込経路	口座振替扱、クレジットカード払扱

(※) 将来の年払保険料を所定の期間分まとめてお払込みいただく払込制度で、割引があります。ただし、特約を付加する場合は、お取扱いしておりません。

- 契約日は、月払の場合は主契約の責任開始期の属する月の翌月1日となり、年払の場合は責任開始期と同日となります。月払で契約日特約をご選択いただいた場合、契約日は責任開始期と同日となります。
- 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢となります。
- 払込方法、払込経路の取扱範囲は、募集代理店等によって異なりますので、取扱者/代理店にご確認ください。

7 解約返戻金について

- 基本保障部分・付加される特約・特定疾病保険料払込免除特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 健康還付特則は、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。解約返戻金の額は契約年齢・性別・保険料の払込年月数・経過年月数・入院給付金等の支払額^(※)により異なります。
(※)入院給付金等のうちの一定額(保険料の払込年月数・経過年月数等により異なります)を差し引きます。
- ご契約を途中でおやめになると解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。また、入院給付金等の支払額によっては解約返戻金がまったくない場合もあります。
- 特則のみの解約はできません。

8 特約の自動更新について(保険期間が10年の特約)

- 先進医療特約については、特約の保険期間が満了したときに、どのような健康状態であっても、次のとおり自動的に特約が更新されます。
- 保険期間が満了する場合で所定の要件を満たしたときは、ご契約者からのお申出がない限り、90歳まで自動的に更新されます。
 - 更新後の特約の保険期間は、10年とします(ただし、東京海上日動あんしん生命の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります)。
 - 特約が更新された場合、特約の給付金のお支払いおよび保険料払込みの免除については、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。このため、特約の給付金の支払限度については、更新前後の支払額、支払月数等を通算して適用します。
 - 更新後の特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率で計算します(通常、更新後の保険料は更新前より高くなります)。
 - 更新後の特約には、更新時の特約条項が適用されます。

9 契約者配当について

この保険の主契約および特約は、契約者配当金はありません。

10 預金等との違いについて

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

11 ご留意いただきたい点について

- 「免責事由に該当した場合」、「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」、「詐欺による取消の場合」、「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、給付金等をお支払いできない場合があります。
- 実際のご契約内容(保険期間・給付金日額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書等(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面等)の該当箇所をご確認ください。
- 超保険^(※)のお取扱いはしておりません。超保険にご加入いただいた場合の独自の特約・割引・サービスは適用されません。
(※)「超保険」とは、東京海上グループの生損保一体型商品をいいます。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 クーリング・オフ(お申込みの撤回やご契約の解除)ができます

- お申込者またはご契約者は、「ご契約のお申込日」または「第1回保険料の領収日(第1回保険料をクレジットカードによりお払込みいただいた場合は、東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した日)」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりクーリング・オフができます。この場合、お払込みいただいた金額をお返しします。
- 東京海上日動あんしん生命が指定した医師の診査が終了した場合や債務履行の担保のための保険契約の場合等は、クーリング・オフができません。

〈クーリング・オフのお申し出方法〉

- クーリング・オフは書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。必ず郵便にて下記住所宛にお申し出ください。

〒167-8080 荻窪郵便局私書箱10号
東京海上日動あんしん生命保険(株) クーリング・オフ担当 宛

【ご記入例】

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 行

①私は下記契約の申込みの撤回を行います。

②申込人(契約者) 安心 太郎(アンシン タロウ)

お申込者(ご契約者)ご自身で署名ください。

③住所 東京都××区〇〇〇〇

④電話番号 03-****-****

⑤証券番号 XXXXXXXXXXXXX

⑥取扱者/代理店 △△保険サービス

⑦保険料 □□□□円

⑧返金先口座 〇〇銀行xx支店 普通〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名義人 アンシン タロウ

⑦と⑧はすでに保険料をお払込みいただいた場合のみ、ご記入ください。またご契約者本人名義の口座に限ります。

⑨クーリング・オフの理由(任意でご記入ください)

〈クーリング・オフに関するご注意〉

- クーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフ書面の発信時に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、お申込者またはご契約者が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 最近の健康状態・職業等について ありのままを告知してください

ご契約者や被保険者には、**健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。**

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等のうち「告知書」等で東京海上日動あんしん生命がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行うご契約(医師扱)の場合には、東京海上日動あんしん生命指定の医師がおたずねする内容について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

告知についてのお問合わせ

- お申込み手続きの際に告知についてお問合わせいただける窓口を設置しております。告知に関するご質問などにつきましては、下記お問合わせ先へご連絡ください。

東京海上サポートセンター
(告知照会窓口)

☎ 0120-555-835

受付時間 9:00~18:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

傷病歴等がある方へのお引受け(特別条件付引受)について

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知が必要となる場合があります。
- 告知の内容等によっては、傷病歴等があってもお引受けすることがあります。また、**ご契約を特別な条件付(給付金の削減、特定疾病・部位の不担保、特定障害不担保等)でお引受けすることや、お断りすることもあります。**お申込みにあたって所定の診査をご利用いただく場合は、告知書等でお申込みいただく場合とお引受条件が異なることがあります。
- 東京海上日動あんしん生命では、健康状態に不安のある方も加入しやすいよう引受基準を緩和した下記の商品を販売しています。この商品は、他の医療保険に比べて保険料が割増しされています。**りそな銀行・埼玉りそな銀行・関西みらい銀行ではこの商品は販売していません。**
・医療保険(引受基準緩和・無解約返戻金型)健康還付特別 付加

告知の内容が事実と相違する場合、**ご契約または特約を解除し、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。**

〈告知義務違反になると、どうなるの?〉

- 告知いただくことからは、「告知書」等に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年以内(がん診断特約、抗がん剤治療特約および特定悪性新生物保険金前払特約は責任開始期前を含みます)であれば、東京海上日動あんしん生命は「告知義務違反」として**ご契約または特約を解除することがあります。**
- ご契約の締結または復活の際の責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することがあります。**

〈保険金・給付金等のお支払いへの影響は?〉

- ご契約または特約を解除した場合には、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が発生していても、**保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行うことはできません^(※)。**この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。
(※)ただし、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行います。

〈告知義務違反の内容が特に重大な場合は?〉

- **告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

ご契約内容の確認について

- 東京海上日動あんしん生命の社員または東京海上日動あんしん生命が委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、**ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。**

3 保障は所定の手続きが完了した時から開始します

- お申込みいただいたご契約を東京海上日動あんしん生命が承諾(お引受けすることを決定)した場合、第1回保険料のお払込方法に応じて、責任開始期は以下のようになります。

第1回保険料の払込方法	責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)
①東京海上日動あんしん生命の指定口座にお振込みされる場合	「指定口座に着金した時」または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時
②クレジットカードによりお払込みされる場合	「東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した時」または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時

- 特約・特則によっては、**主契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日から特約上の責任を負うものや、約款所定の疾病に関し、一定の不担保期間^(※)が設定されるものがあります。**詳しくは、**P.12**の「特定疾病保険料払込免除特則」欄・**P.14**の「**⚠**ご注意」をご覧ください。
(※)不担保期間終了までに約款所定の疾病に罹患した場合は保障の対象となりません。

- 取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。

4 第2回以後の保険料は、払込期月内にお払込みください

- 払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 保険料の払込期月と払込猶予期間は次のようになります。**なお、この保険には保険料の自動振替貸付はありません。**

	払込期月(保険料をお払込みいただく月)	払込猶予期間
月 払	契約当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年 払	契約当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで(契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで。また、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日を契約応当日とします)

- 払込猶予期間内にお払込みがないと、**ご契約は失効します(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります)。**
- 失効したご契約でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、告知(または診査)と、延滞保険料(失効している期間の保険料)のお払込みが必要となります。ただし、**健康状態などによっては復活できない場合があります。**復活の際の責任開始期等は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

5 保険金・給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお払込みの免除がされない場合があります

次のような場合には、**保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。**

- 免責事由に該当した場合(例:ご契約者・被保険者の故意または重大な過失による支払事由該当の場合 など)
- 責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする場合(ただし、ご契約の際の告知等により東京海上日動あんしん生命がその事実を知っていた場合等には、お支払いできることがあります)
- 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 詐欺行為によりご契約が取消となった場合や、給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お払込みいただいた保険料はお返しいたしません)
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合(例:給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき/ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など)
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

6 解約の際にはご注意ください

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めてお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
 - 解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - **基本保障部分・付加される特約・特定疾病保険料払込免除特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。**
 - 健康還付特則については、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。解約返戻金額は契約年齢、性別、保険料の払込年月数、経過年月数および入院給付金等の支払額^(※)により異なります。**入院給付金等の支払額によっては、解約返戻金がまったくない場合もあります。**
- (※)入院給付金等のうちの一定額(保険料の払込年月数、経過年月数等により異なります)を差し引きます。
- 特則のみの解約はできません。

7 生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・給付金額等が削減されることがあります

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、**保険金額、給付金額等が削減されることがあります。**
- 東京海上日動あんしん生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、**ご契約時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。**
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
(お問い合わせ先)生命保険契約者保護機構
TEL:03-3286-2820
[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

8 ご契約の乗換えはお客さまにとって不利益になることがあります

保険契約の乗換え(現在ご契約の保険商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申込むこと)をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

- 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
 - 解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約をお申込みされる場合のご注意事項
 - 新たな保険契約も、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、**特別な条件をつけてお引受けする場合や、お断りする場合があります**(保険種類によっては、告知義務がない場合があります)。また、新たな保険契約の責任開始日等を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
(*)告知義務についての詳細は [P.21](#) 「2 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください」をご参照ください。
 - 新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、**保険金・給付金等のお支払いができません**(解約や減額されるご契約の存在は考慮されません)。
 - 新たな保険契約ががんを保障する主契約・特約の場合、改めて保険期間の始期から90日の不担保期間が適用されるため、保険期間の始期と責任開始期が異なる場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約するとがんの保障がない期間が発生します。
 - 新たな保険契約のお引受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。そのため、保険料の基礎となる予定利率が現在の契約より低い場合は、保険料が高くなる場合があります。

9 税務のお取扱いについて

以下の税務のお取扱いは、2019年12月現在の税制に基づく一般的なお取扱いについて記載しています。税務上のお取扱いが税制改正等で変更となることがありますのでご注意ください。また、契約形態、実質の保険料負担者によって課税の種類が異なる場合があります。個別のお取扱い等につきましては、所轄の税務署等にご相談ください。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- お払込みいただく保険料は、その年の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。

(所得税の介護医療保険料控除額)

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全額
20,000円を超え 40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料× $\frac{1}{2}$)+10,000円
40,000円を超え 80,000円以下のとき	(年間正味払込保険料× $\frac{1}{4}$)+20,000円
80,000円を超えるとき	一律 40,000円

(住民税の介護医療保険料控除額)

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全額
12,000円を超え 32,000円以下のとき	(年間正味払込保険料× $\frac{1}{2}$)+6,000円
32,000円を超え 56,000円以下のとき	(年間正味払込保険料× $\frac{1}{4}$)+14,000円
56,000円を超えるとき	一律 28,000円

一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除の控除限度額の合計は、所得税が120,000円、住民税が70,000円となります。ただし、生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となる保険料は、健康還付特則部分を除く保険料相当額となります^(※1・2)。実際の生命保険料控除額は東京海上日動あんしん生命からご案内する生命保険料控除証明書にてご確認ください。

(※1)健康還付特則部分の保険料相当額は、生命保険料控除の対象になりません。

(※2)この保険と同条件でご契約された場合の健康還付特則が付加されていない東京海上日動あんしん生命の医療保険(メディカルKit NEO)の保険料相当額となります。

- 入院給付金等をお受取りになる場合
保険金・給付金等は、被保険者、その配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族が受取人のときは税金がかかりません。
- 健康還付給付金をお受取りになる場合
契約者=受取人となるため、健康還付給付金は所得税(一時所得)の対象となり、一時所得の金額は次の計算式によります。
(健康還付給付金をお受取りになった場合の必要経費は既払込保険料となります。)
一時所得の金額 = 健康還付給付金額 - 必要経費(既払込保険料) - 特別控除額(最高50万円/年)
*他の一時所得と合算したうえで、特別控除額を差引きます。

10 保険金・給付金等の請求の際はすみやかにご連絡ください

- 保険金・給付金等の支払事由、保険料払込みの免除事由、ご請求手続きなどについては、「ご契約のしおり・約款」、東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)に記載していますので、ご確認ください。
- 保険金・給付金等のお支払いにあたっては、お客さまからご請求いただく必要があります。保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに取扱者/代理店または保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命
保険金請求受付専用ダイヤル

☎ 0120-536-338

受付時間 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- 東京海上日動あんしん生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金・給付金等のご請求は、権利を行使できる時から3年間行使しないと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者の配偶者または生計を一にする親族が受取人を代理して(健康還付特則、重度5疾病・障害・重度介護保障特約については、あらかじめ指定した指定代理請求人から)ご請求いただくことができます。代理請求できる方に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。
保険料払込みの免除についても、被保険者であるご契約者がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者の配偶者または生計を一にする親族がご契約者の代理人としてご請求いただくことができます。
- 保険料払込みの免除事由に該当し、指定代理請求人が健康還付給付金を請求するときは、保険料払込みの免除についても、指定代理請求人からご請求いただけます。
- 指定代理請求人は、保険金・給付金等のご請求時に、次のいずれかに該当することが必要です。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者
 - ・被保険者の直系血族
 - ・被保険者の3親等内の親族
 - ・被保険者と同居または生計を一にする方
 - ・契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている方

11 生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は各種窓口へご連絡ください

- ご契約のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みのお手続きに関しては、取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

東京海上日動あんしん生命
カスタマーセンター

☎ 0120-016-234

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- 東京海上日動あんしん生命へのご不満・ご要望がありましたら、下記お客様相談コーナーへご連絡ください。お客さまのご意見をもとに、商品・サービスの改善を図ってまいります。

東京海上日動あんしん生命
お客様相談コーナー

☎ 0120-630-077

受付時間 平日 9:00～17:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

一般社団法人 生命保険協会
ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

生命保険相談所

TEL:03-3286-2648

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

その他の重要事項

お申込みにあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」のほか、次の内容について必ずご確認ください。また、申込書・告知書(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面)の注意事項等を十分にご確認のうえ、お申込みください。

個人情報の取扱いに関するご案内

当社および東京海上グループ各社(※)は、本手続き(情報端末を利用した契約手続きを含みます。)において取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます。)を、この手続き以降のお客様に関する当社に対する一切の申込み等を含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続き以降に成立する一切の契約または過去に締結された契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

- | | |
|--|---|
| ① 保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店、保険仲立人、医療機関、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。)に対して個人情報を提供すること | ③ 保険契約に関して取得する情報は、当社と東京海上グループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること |
| ② 保険契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人生命保険協会等と共同して利用すること | ④ 再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること |

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、

当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご覧ください。

(※)「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

当社は、お客様の個人情報(健康状態への質問への回答を含みます。)について、ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了などにより保険契約が消滅した後も保持します。また、ご提出いただきました申込書、告知書等各種書類は返却いたしません。

〈補足〉

生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継続・維持管理等に必要な範囲内で、保険金・給付金の請求・支払いに関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示することがあります。

また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、一方の保険金・給付金の請求・支払いに関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することがあります。上記以外にも、当社は、保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要な範囲内で契約者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、それぞれ開示することがあります。

なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は、

当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)掲載のプライバシーポリシーお問合せ窓口までご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 個人データ管理責任者

契約内容登録制度・契約内容照会制度

- 東京海上日動あんしん生命は、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社^(※)、全国共済農業協同組合連合会とともに、保険契約等のお引受けの判断あるいは保険金・給付金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、東京海上日動あんしん生命の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

(※) 詳細は一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

支払査定時照会制度

- 東京海上日動あんしん生命は、一般社団法人生命保険協会、各生命保険会社等^(※)とともに、保険金・給付金等のお支払等の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等^(※)の保有する保険契約等に関する下記の項目を共同して利用しております。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内のもの)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

(※) 各生命保険会社等とは、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

Web約款(インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧)について

Web約款の特長

- ・ 「Web約款」とは、インターネットにより閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。
- ・ パソコン等で閲覧することができますので、冊子として保管する必要はなく、紛失の心配もありません。
- ・ 読みやすいサイズに文字を拡大したり、検索機能を利用して読みたい箇所を探すことができます。

Web約款の閲覧方法

STEP 1

以下のいずれかの方法で「Web約款」の掲載ページにアクセスしてください。

- 1 右記の画像を読み取ってください。



- 2 以下のURLを入力してください。

<https://www7.tmn-anshin.co.jp/yakkan/kinyu/bank/>

- 3 「あんしん生命 Web約款」で検索のうえ、該当の金融機関のページに進んでください。

*東京海上日動あんしん生命ホームページのトップページから

Web約款 をクリックいただくことで参照できます。

STEP 2

〈ご契約前にご覧いただく場合〉

お申込みをご検討中のお客様 を選択した後、該当する「保険種類」を選択してください。

〈ご契約後にご覧いただく場合〉

ご契約中のお客様 を選択した後、該当する「保険種類」および「ご契約日」^(※)を選択してください。

(※) ご契約日は保険証券でご確認いただくことができます。

〈閲覧の際のご留意事項〉

- ・ 「ご契約のしおり・約款」を閲覧・保存する際にかかる通信料は、お客さまのご負担となります。
- ・ 「ご契約のしおり・約款」は保存・印刷することができますが、お客さまのインターネットの接続状況や使用する端末によっては、保存や印刷に時間がかかることがあります。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、お申込みください。なお、「ご契約のしおり・約款」について冊子をご希望される場合は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命
カスタマーセンター

0120-016-234

受付時間 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)